

遠別町自主防災組織運営交付金制度の概要

【目的】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び遠別町地域防災計画に基づき、自然災害による被害の防止及び軽減を図るため、町内会単位で組織する自主防災組織が避難行動要支援対象者名簿を作成し、共助の仕組みを構築するための活動や防災活動を行う上で必要な経費に対して、予算の範囲内において交付金を交付することにより、地域の防災力の向上を図ることを目的とし、平成26年4月から制度開始しています。

【ポイント1】共助の仕組みを構築する活動を支援します！

地域内の避難行動要支援対象者を把握し、平常時から地域全体で目配りを行う「見守り」につながる意識を醸成するため、避難行動要支援対象者名簿を提出すると、運営交付金を（行政区人口×500円）毎年度交付します。
（交付金の使途は制限しません）

【ポイント2】防災訓練など、自主的な取り組みを支援します！

自主防災組織独自で実施する、防災訓練や研修会の活動について参加者1人あたり500円を交付し、自主的な取り組みを支援します。

【ポイント3】防災備蓄用品等の整備を支援します！

自主防災組織単位で準備する防災備蓄用品等の整備に、購入費用の9割を助成し、災害時への備えを促進します！（助成金の上限は1組9千円）